

# 青少年の自立を支える会 通信



私たちちは親からの支援を得られない青少年の社会的自立を支えます。

児童虐待や家庭崩壊の被害を受けた子どもたちが、困難を乗り越え、自立した大人になって、幸せな人生を歩んでいける社会をめざし、私たちちは活動しています。

Since 1997

第56号・2012.7

主な内容 ○「家庭的養護の推進～ファミリーホーム～」理事長 福田雅章 (P.1) ○退任のご挨拶 元理事  
吉光寺ヒロ子 (P.2) ○平成24年度定期総会のご報告 (P.3) ○設立15周年記念研修会講演要旨 「社会的養護が育てた子どもは、今どうしているか」 講師 永野咲 (P.4)

## 家庭的養護の推進 ～ファミリーホーム～

理事長 福田 雅章

社会的養護のあり様が大きく変わろうとしている。

児童養護施設のイメージといえば「大人数の子どもが同じ屋根の下で暮らしている」といったものであろう。これを集団主義養護といった。それが、子ども6人程度を一つのグループとし、そこに大人（職員）2~3人を安定的に配置して、より家庭に近い環境で養育・支援を行う形が増えている。これを家庭的養護という。この背景には、子ども虐待が急増する中、家庭に替わる養育の場として社会的養護が再認識されたこと、さらにはそこでの養育が真に子どもの健やかな育ち（つまり発達）を保障し得るものとなっていたかが問われたことが挙げられる（集団養護であっても与えられた環境の中で精一杯子どもへのケアにあたってきたが）。

要保護児童の大半が暮らす児童養護施設では、同じ屋根の下といつても、中は生活グループごとに区切られ、それぞれにキッチン、リビング、バス・トイレが整備されているといった形態の施設が増えている。また、地域の民家に子ども6人を入居させ養育・支援する地域小規模児童養護施設も増えている。

児童養護施設のこうした取組は、あくまでも「家庭的」であって「家庭」ではない。なぜなら子どもにとって生活の場である施設は、養育者（職員）にとって職場に過ぎないからだ。職員は交替勤務で子どものケアにあ

たるし、仕事が嫌になれば辞めることもできる。つまり本当の意味で生活を共有できていないのである。

より家庭に近いものとして国が増やそうとしているのが、養育里親とファミリーホームである。これらは「共に住まう」ことを原則とする。養育里親はよく知られているが、ファミリーホームは、養育実績が豊富な里親（あるいは施設での養育経験のある方）が自宅で子ども5~6人を養育するというもの。養育里親の委託料（生活費は別途）が一人当たり月7万2千（二人目からその半額）に対して、ファミリーホームでは一人当たり約15万円と倍以上であることを考えると、「職業として親をする」といってもいいかもしれない。

星の家は、星さん家族が入居者と共に住んでいることから、広義にはファミリーホームもある（ただ、義務教育終了後の子どもを対象にしているから自立援助ホームであるが）。本会は、かねてより地域の養育支援に取り組みたいとの構想を持っているが、その拠点となり得るのがファミリーホームであると考えている。地域の子どもをちょっと預かったり、養育支援が必要な親とともに子どもを育していく、そんなファミリーホームを作りたいものである。

私たちは星の家の実践を通して、ファミリーホームの有効性を認識している。今、「共に住まう」人材を求めている。

〈補足〉この稿では児童養護施設の機能の一つとしての「家庭的」には限界があることを述べているだけで、それ以外にも「治療的」「一時保護的」「ソーシャルワーク的」など様々な機能を有しており、児童養護施設が社会的養護の中で重要な役割を果たさなくてはならないことはいうまでもない。

# 青少年の自立を支える会 副理事長を退任しました

吉光寺 ヒロ子

私は個人的事情により本年3月、さいたま市に転居いたしましたので、支える会副理事長を退任させていただきました。

お役に立つことも出来ず終いであったことを申し訳なく、かえって多くのことを学ばせていただき有難く思っております。

...

私が以前少年院で仕事をしていた頃のこと。社会復帰の住み処が、自立援助ホームであった生徒からの手紙に、自立援助ホームは「普通の家」でしたと書いてありました。

開かれた玄関、脱ぎ置かれた入居者の靴、自由に移動できる屋内、私服のスタッフ等々。入居者のイメージに反し、生活の場が「普通の家」だったことへの安堵感が短い文章に表れていました。

...

平成11年3月25日、私は初めて「星の家」を訪れました。それは街なかにある「普通の家」でした。古びてはいても、そこここに家庭の匂いと温もりが溢れています。これを当時の入居者がどう感じ、どのように受け止めていたかを一概には申せません

が、星の家が現在の場所に移転する前に、旧居とのお別れ会がありました。この集まりで一人の入居者が「この家は古くて狭かったけれど、ここに僕の居場所があったことがうれしかった」と言いました。物理的な空間もさることながら、心を休める処であり、自分と向き合える場所、と私は理解し、心に残りました。そして現在の星の家で個室を与えられた入居者が、「自分専用の扉が付いていて、とてもうれしい」と言いました。

旧居の居場所、新居の扉は、社会的水準で言うならば、際だつ程のことではありませんが、その変化の一つ一つを受け止める心が、自立につながるよう思いました。

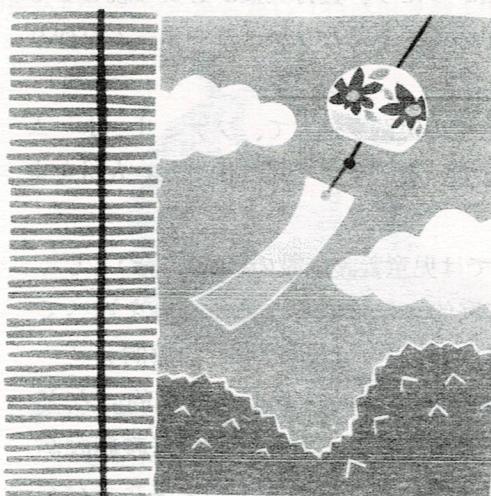
...

入居者の心を育て、自立への歩みを続けさせるのは、ホーム長を始めとするスタッフ一同の筆舌に尽くし難い昼夜の取り組みがあってこそ、と日々思っておりました。

そしてそのスタッフの元気の源は、支える会の会員の方々の絶えざるご支援のおかげであります。その上、イベントの都度、多くのボランティアのご協力は、星の家の運営に大きな力となっております。このように大きな社会的連鎖に見守られているからこそ、星の家は存続していると思っております。

この連鎖のさらなる深まりを念じつつ、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。



吉光寺先生には平成17年に当会の理事をお引き受けいただき、平成19年からは副会長としての重責を担っていただきました。「星の家まつり」のバザーでお客さんと掛け合いをしながら食器類を売っているお姿や、コンサートの入り口で、先頭に立ってチケットのもぎりをされ、テキパキと来場者を裁いている先生のお元気な姿が思い出されます。埼玉に行かれましても、支える会の応援団としていつまでも支えて下さることを願っております。そしていつまでもお元気でご活躍下さい。お祭りやコンサートまた来て下さいね。

本当に有り難うございました。

# 平成24年度 「青少年の自立を支える会」定期総会開催される

平成24年6月9日、とちぎ青少年センター（アミーナス）において青少年の自立を支える会平成24年度定期総会が開催されました。福田理事長より開会挨拶のあと、本会の正会員でもある参議院議員谷博之氏より来賓のご挨拶をいただき、県会議員議長高橋文吉氏からの祝電を披露させて戴きました。

星の家スタッフの大塚さんから、定足数43名（平成24年3月31日現在の正会員数215名）、のところ、本日出席の正会員数20名、委任状88名、計108名で、総会が成立しているとの報告があり、議長に生野裕子氏、議事録署名人に石原幹司郎氏、蓼沼初枝氏を選任して議事に入りました。

**第一号議案 平成23年度事業報告並びに取支決算について、事務局より説明があり、監事の小堀泉氏より、平成24年5月31日に星の家で実施した会計監査の結果「適正に処理がされている」との報告があり、全会一致で第一号議案は承認されました。**

**第二号議案 平成24年度事業計画並びに予算案について、福田理事長より事業計画の説明があり、今日の社会情勢の中で、社会的養護の役割は依然高いが、現行の社会的養護のシステムが児童期の最終段階で充分な役割を果たし得ていないため、自立援助ホームの果たす役割は今まで以上に大きくなっている事、自立援助ホームが量的拡大を図っていく中で、星の家は新しく生まれる自立援助ホームの見本となるべき存在である事、社会的養護の分野では、家庭的養護の推進や親子分離以前の家庭**



総会で挨拶をする福田雅章理事長。

支援の充実が求められている事などが話され、15年目を迎える本会の方向性が示されました。

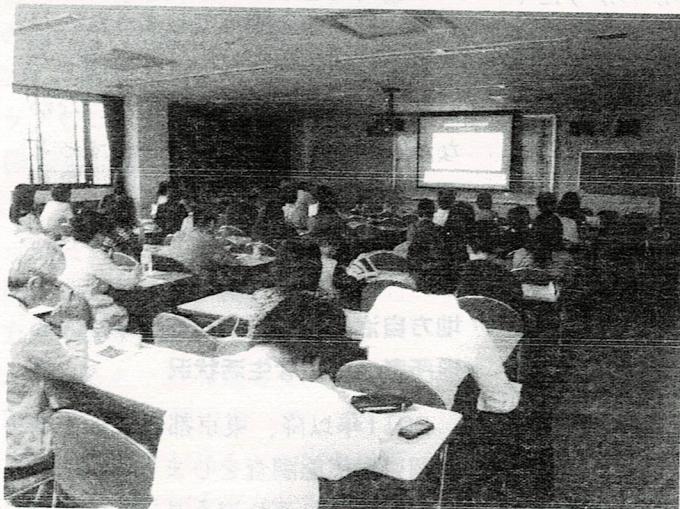
本会の活動については、星の家まつりやチャリティーコンサートなど収益事業が転換期を迎える事、会員数の減少に歯止めかがかかる事など、広報、啓蒙活動を含む本会の事務局体制についても問題提起がなされました。次に、予算案について事務局より説明が行われ、事業計画、予算案についても全会一致で可決されました。

**第三号議案 役員の補充について 福田理事長より吉光寺ヒロ子理事、藤岡悦子理事が一身上の都合で理事を辞任される事となり、両理事がボランティアの代表という立場から理事になっていたり、お二人が辞任後は、この立場を代表する理事が不在になってしまったため、ボランティアの代表という立場から、宇都宮市在住の桧山智子氏を推薦したいとの報告があり、全会一致で桧山氏を理事として承認いたしました。**

生野氏のスムーズな議事進行により全ての議案が原案どおり可決され、生野氏が議長職を降りられました。生野さん有り難うございました。

その後、星の家ホーム長の星さんから「星の家」活動報告とだいじ家代表塩尻さんから「だいじ家」活動報告があり、総会の全ての日程を終了しました。

第2部の中央地区研修会には、東京から、NPO法人社会的養護の当事者参加進団体日向ぼっこ 地域生活支援員として勤務し、この活動にかかわりながら、日本子ども家庭総合研究所にて非常勤研究員をされている永野咲氏に「社会的養護が育てた子どもは、今どうしているか」をテーマに講演を戴きました。50名以上の参加者が熱心に耳を傾け、講演終了後は活発な質疑応答がされ、とても有意義な時間を過ごす事が出来ました。講演の要約を会報に掲載しておきましたのでご覧下さい。



熱心に耳を傾ける研修会参加者の皆さん。

設立15周年記念研修会 講演要旨

# 「社会的養護が育てた子どもたちは、今どうしているか」

講師 日本子ども家庭総合研究所 非常勤研究員 永野 咲

## 退所後の子どもたちを見れば社会的養護がわかる

ご紹介頂きました永野と申します。よろしくお願ひいたします。

今日はコストに、焦点を当てながら、新しい実態を含めてお話しできたらと思います。

私は当事者活動に携わっているものの、私自身が施設で暮らした経験はありません。しかし、大学時代に児童養護施設で実習したこと、「日向ぼっこ」というところで渡井さゆりさんと出会ったことがきっかけで、この世界に関心を持つようになりました。

その後、渡井さんとNPOを立ち上げて今の職場（日本子ども家庭総合研究所）に移りながらも非常勤で日向ぼっこに関わっています。

研究所は国（厚労省）の機関に準ずるような所で、そこでは社会的養護であったり、児童相談所の調査などをしています。

日向ぼっこは、だいじ家さんと同じように当事者のサポートをしています。以前テレビで放映されたVTRを見て頂いて、自己紹介に替えさせて頂きます。

### 《ビデオ視聴》

ご覧の通り日向ぼっこは、社会的養護を退所した方たちが集まる所です。そういった方々と出会いながら、また、それをデータと照らし合わせながらいろいろなことを考えてきました。

今回、この機会を頂いたときに一番最初に考えたいのは、判断をするのはとても難しいのですが、社会的

養護が成功したかどうかは、退所後に子どもたちがどうなったか、どうなるのかということです。

社会的養護の下で、子どもたちが満足することは大切ですが、その先の人生の方が永く続いているので、それを考えて行かなくてはなりません。しかし日本ではこれを考えていくことがとても難しかったように思います。

## 見えにくい退所後の実態

施設で暮らしていた当事者が、発言していくことは簡単ではなく、「施設で暮らしていたことを言いたくない」と言う人も少なくありません。ですから、退所後のことがわかりにくのが実情のようです。中には、発信できる人もいますが、果たしてそれが全てかというともちろんそうではない。

当事者達が退所後にどんな暮らしをしているのかを知らなければ、入所中のケアも変えることもできないし、どういう方向に向かえばいいのか、何が正解なのかがわかりにくいのではないかと思います。

どういう形で施設を退所するのかというと、多くの場合、親戚も含めてですが年齢にかかわらず平均してみると家庭環境改善という理由が66%となっています。その他、養子縁組、死亡、無断外出のまま退所というのも何件かあります。自立して退所というのが25%となっていますが、ここを考える必要があるのでないかと思います。

今日は、この25%の部分を取り出して、自立就職、進学した後、ど

うなったかということをメインにお話ししたいと思います。

松本伊智郎先生は、20年以上前に、退所した子どもたちの調査をし、まとめた論文の中で袋小路のような、行き止まりで引き返して違う道を行くしかない、そういう職業に就いていることが多いと書いていました。

また、ある団体の調査でも、若者のホームレスの方50人に聞いたところ、12%が施設で育ったと言っているという結果で、50人のうち6人ということになります。数年前にあつた年越し派遣村では、児童養護施設の職員が出向いてみると多くの退所者に遭ったという実態が報告されていました。

退所後、その人らしく生き生きと生きている人達もたくさんいると思いますが、追跡調査がなされていないので、本当に大変な状況にある人達の状況を把握することの方が難しいのです。

私は日々、施設を出た後ホームレスになっている人がどれくらいいるのか、自ら命を絶ってしまった人がどれくらいいて、どのように困っていたのかなど考えるのですが、なかなか実態がわからないので、ずっと調査をするべきだと思っています。

## 地方自治体の調査からもうかがえる退所者の困難な生活状況

2011年以降、東京都、大阪市、静岡県が実態調査をしましたが、3自治体がそれぞれ違う基準で調査されています。基準が違うので比較す

るのはちょっと強引ですが、今回まとめて直してみました。

東京は、社会的養護利用者の退所後10年の条件付きなので、回収率がわるいのですが調査を実施しています。施設の場合は、郵送で連絡先を把握している方のみなので、ホームレスになってしまった方や入院している方など、本当に困っている人達には届かない調査方法で、限界があります。この期間に退所した方々はたくさんいるわけですが、回答をしてきたのはこの期間に退所した全体の17%という計算になるので、今から報告する話はすべての状態を表しているわけではありませんが、初めの一歩となつたのではないかと思います。

大阪市は、母子生活支援施設と乳児院が入っていて、回答は母親がしていることが他とは違うところです。

静岡県は児童養護施設のみ5年間の調査で、中卒以上で一人で生活を始め、施設が住所を把握している方としています。特徴的なのは84%住所を把握し、所在不明者が少ないため、調査の回収率が高く8割にも昇っていることです。ですから、他の自治体とは違った結果となっています。

東京と大阪市は、自治体、静岡だけが県の委託によって施設の協議会によって調査されていることが、結果の違いなのかなとも思います。

これらの結果をいくつかピックアップしてみました。3自治体とも労働環境について調査をしています。

一般社会では、男性の場合、正規雇用75%ですが、施設等を退所した方々は東京都の場合は56.5%、一般からすると-20%近くで、女性は-30%という結果になっています。つまり非正規率が高く、数字だけを見ると女性の方が大変な状況になっていると言えます。結婚して家庭に

入っているということもあるのかも知れませんが。

大阪市の場合は男女の別が無いのですが、一般と比べて正規雇用率が低く東京都と同じような状況です。いずれも厳しい労働環境になっていくことがわかります。

しかし、静岡県だけが一般社会と同じような比率で、一般よりもむしろ良い結果です。静岡の施設職員さんに直接電話をさせて頂き聞いてみたり、研究者と話してみましたが、アフターケアがしっかりなされているというのが理由なのではと言う意見もありました。また、静岡県は工場が多く、雇用枠が多いのではないか等の意見もありました。しかし、今は不景気のなぜ静岡県だけが、このような結果になっているのかがわかりません。しかし、大都市圏とくらべて静岡県は何かが違うということがわかります。検討していくかなといけません。

いずれにせよ、総じて退所者の労働条件は一般と比べて悪く、また、10~15万円で暮らしている方が多く賃金面でもシビアなことがわかります。

生活保護の受給についても調べています。これを各地域の平均受給率を比較してみたところ、3地域ともに退所者の生活保護受給率は一般と比べて約4倍となります。措置解除された子どもたち、若者が生活保護を受給せざるを得ない困難な状況になっていることが見えてきます。

精査しながら思ったことは、自治体によって調査方法が違ったりするので、公的機関が統一した形で、例えばホームレス支援団体、病院、母子生活支援施設などあらゆるところと協力しながら調査する必要性があるということです。

現状では、なかなか難しいのかなとも思いますが、こういう形で始まつたことは進歩です。

## 大学等への進学について

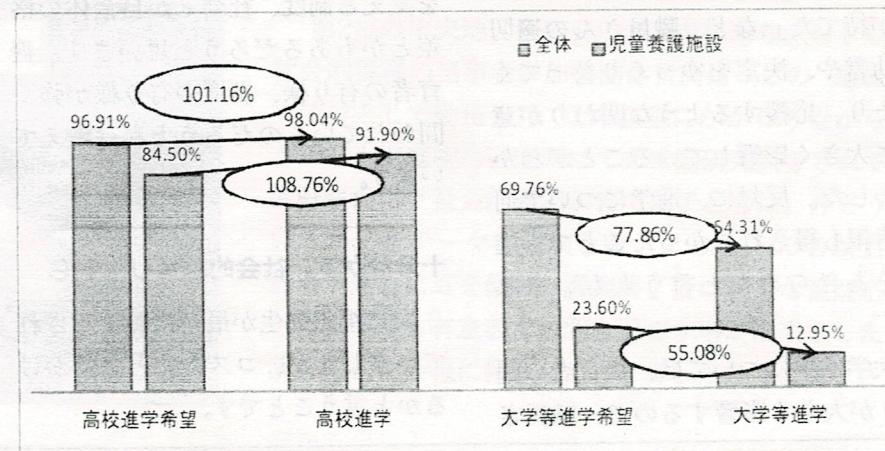
次に退所後の大学進学の問題に移ります。

日本では一般的に、社会全体の大学進学率は54%ですが、児童養護施設では12.9%、里親委託児童では26.9%です。

施設の子は、進学意欲・学力・希望がないと言われがちなので、進学の希望と進学率について比較して調べてみました。

社会全体での高校進学を希望する人は96%。それに対して児童養護施設で生活する子どもの高校進学率の希望は84%です。実際に児童養護施設から高校進学したのは91%。希望の達成率は108%となります。長らく議論されていた高校進学の格差は縮まっています。今は、高校進学率よりも、定時制高校だったり高校退学率の問題だったり、その質が問われている状況です。

しかし、大学等進学率には差があります。短大も含めての大学進学希



望は社会全体では69%、実際にはそのうちの77%が進学しています。施設で生活する子どもの場合は大学等進学の希望が20%に留まっています。まずは進学したいという希望を抱けない状況です。さらに、経済、住居、学力の問題等色々ありますが、進学したいと思っている子どもの55%しか進学を達成していません。

大学等進学の実態を知りたいと思い、10人の退所した人達に私自身がインタビューをし、進学するかしないかをどのように決定したのかを中心まとめてみました。

結論だけ言うと、進学に関する意欲と条件は一人一人違いはあるものの、どちらにも養育者が大きく関わっている、その有り様で進学にかなり影響を受けたということです。

児童養護施設からの大学等進学は、経済的な問題で難しい、しない方が良い、やめたら新たな借金を背負うことになるという考え方もありますが、職員の方が、奨学金を確保してくれたり、親からの援助を取り付けてくれたという人もいました。施設からお金がでるところもあるようです。条件面でも職員の方の働きかけは大きいということです。また、施設の子どもは意欲がない等とも言われますが、進学への意欲が持てるようになった理由を聞いてみると、「自分には可能性がないと思っていたが、職員さんの助言で進学の可能性を感じた。」「目標を持つような話をしてくれた」「進学のイメージが持てた」など、職員さんの適切な助言や、決定をゆっくり待ってくれたり、応援するような関わりが意欲に大きく影響していることがわかりました。反対に、進学について何の情報も得られなかつたことで、進学をあきらめたと言う人もいました。

大学進学については、養育者の関わりが大きく影響するので、職員さ

進学率区分	自治体数	自治体名(進学者数)							
		秋田県(0)	新潟県(0)	富山県(0)	福井県(0)	和歌山県(0)	徳島県(0)	佐賀県(0)	
0%	13	仙台市(0)	千葉市(0)	川崎市(0)	堺市(0)	広島市(0)	横須賀市(0)		
		名古屋市(1)	青森県(1)	岩手県(1)					
~5%	3	大分県(1)	群馬県(1)	横浜市(1)	石川県(1)	静岡県(1)	神奈川県(3)	大阪市(2)	
		千葉県(3)	浜松市(1)	北海道(8)	岡山県(2)	北九州市(2)	鳥取県(1)	京都市(2)	鹿児島県(3)
~10%	15	高知県(3)	札幌市(1)	岡山市(1)	兵庫県(4)	京都府(2)	愛知県(4)	金沢市(1)	
		広島県(3)	埼玉県(7)	岐阜県(5)	愛媛県(4)	熊本県(5)	島根県(1)	山口県(4)	
~20%	13	長崎県(6)	茨城県(5)	栃木県(3)	宮崎県(1)	宮城県(1)	福島県(2)	福岡県(5)	
		神戸市(5)	大阪府(9)	山形県(3)	長野県(6)	三重県(5)	福岡市(3)		
~25%	6	沖縄県(4)	奈良県(4)	東京都(33)	山梨県(5)	香川県(1)	滋賀県(2)		
		30~35%	さいたま市(2)						
45~50%	1	相模原市(2)							

んにできる事はまだあるように感じます。そうは言え、大学進学率の自治体格差も大きい実態があります。

児童養護施設からの大学等進学率の平均は13%ですが、最近出された厚労省の資料を見ますと、自治体によっては進学率が0%ということもあります。最大の進学率は50%と自治体間に格差はあるということです。栃木は20%で平均を大きく超えていていますので、みなさんが努力されているのだろうと思います。

職員さんが一人一人とどう関わったかどうかも大切なですが、それを支える制度、社会とか自治体の格差とかもあるだろうと思います。養育者の有り様、制度の有り様が強く問われているのだろうと私は考えています。

#### 十分なケア、社会的なメリットも

次に福田先生が最初にお話しされていましたが、コストをどこにかけるかと言うことです。

日本では実態調査が始まったばかりで、しかも本当に実態を把握しているのかどうかという問題もありますが、ようやく始まったばかりなので、これから発展して行くように働きかけていきたいと思います。しかしアメリカやイギリスでは、政府として納税者に説明する責任があるということで、社会的養護のもとで育った子どものその後についてはかなり詳細に調査されています。

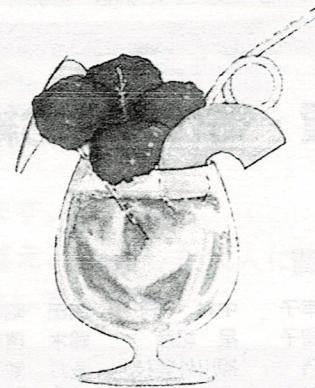
ある論文では、アメリカでも18才で措置解除となるため、21才までケアの延長をしたらどうかという研究がなされています。中西部の3州ではイリノイ州のみ21歳まで措置が延長されるシステムを持っています。この3州で比較して、ケアを延長することで得られる効果を立証するために措置解除後数年間に渡って追跡調査がされています。具体的に言えば、措置を延長すれば措置費という形で行政の負担が増えるわけですが、その間の生活保護の支給が減

ること、措置延長をすると大学進学が2倍になるということで生涯獲得賃金が増えることを計算し、18歳以降のケアに1ドルの公的資金をかけると、子どもにとって2ドルのメリットになると計算されています。さらに、納税額も増えるため、結果的に行政にもメリットがあるという考えです。

日本では、退所後の調査の基準も

なく、公的機関でのコストとメリットの議論もなされていないのが現状なので先が遠いような気がしますが、十分なケアができるような制度を構築することが大切で、そのための資金獲得が必要であるという考え方方が大切になるのではないかと思っています。

私の話はこれで終了致します。



平成24年度 青少年の自立を支える会 収益事業開催日程

# バザー！コンサート！ 今年もやります！

ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

カレンダーにしるしを付けておいてくださいね！

☆ 『第15回星の家まつり』バザー・模擬店  
日時 H24年10月28日(日)10:30~15:00  
会場 わかくさアリーナ(福祉プラザ隣)

☆ 『第16回青少年の自立を支える会コンサート』  
< BROWN BLESSED VOICE >  
他ゴスペルグループ出演予定  
日時 H25年3月23日(土)17:00~(予定)  
会場 宇都宮市文化会館大ホール(予定)



**青少年の自立を支える会は認定NPO法人です！**

ご存じ

でしたか？

**当会に寄付をすると寄付金額の最大約50%の税額控除=減税が受けられます。**

2012年4月1日にスタートした改正NPO法では寄付金控除に「税額控除」方式が導入されました。控除割合は寄付金の40%。さらに各自治体によって控除割合は異なりますが、住民税も最大10%の寄付金控除の対象になります。他にも、法人が認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額の枠も拡大されるなど、いくつかの改正点があります。

個人の場合、(寄付金額-2,000円) × 50% の所得税が戻ります。 例えば……。

所得金額に関係なく……1万円の寄付で4,000円の減額！  $(10,000 - 2,000) \times 0.5 = 4,000$   
5万円の寄付で24,000円の減額！  $(50,000 - 2,000) \times 0.5 = 28,000$

※「支える会」からの領収書は確定申告時まで大切に保存しておいてください。「贊助会費」も寄付金の扱いになります。次回には、もう少し詳しくお伝えいたします。

# 会費・寄付金をお納めいただいた皆様、ありがとうございました。

(平成24年1月～6月末 順不同、敬称略)

## 正会費

横堀 幸子 中村 郁子 山田 昭利  
人見 智子 星 紀彦 鈴木 啓市  
宮下 浩 柳川外美枝 荒井 敏子  
宮下 雅枝 井田 紫衣 斎藤 洋子  
永田ひろ子 館野ひろ子 本田 純海  
星 秀彦 野中 芳久 増渕 民子  
塙 智江 浅川 信明 多門 孝  
加藤 恒男 安城 興一 福田 雅章  
江連 真代 中村 和子 石原幹司郎  
鈴木 恭子 豊田 省子 北村 光弘  
黒澤 博子 伊達 悅子 松本 甚一  
喜内 敏夫 山口 京子 柳田 俊  
山村 正治 横松 晃 池谷 正宏  
金子 哲也 本間 一匡 荒川 泰行  
吉光寺ヒロ子 石島 京子 手塚 美知子  
阿久津マキ子 矢野 浩美  
鷹栖 律子 矢野 正広

## 賛助会費

蛭田ナオ美 新井 重陽 川辺 晋  
桜井 信正 渡辺 厚子 川辺佐知子  
林谷 和憲 児玉 恵里 山口 尚子  
林谷 政子 加藤 勝子 佐藤 明宏  
谷川 尚久 小林三千代 杉山 君子  
谷川 麻記 小堀栄美子 小野崎千鶴子  
平橋 文子 上明戸晋史 福岡 昭  
角海 京子 上明戸智子 井村 正治  
村山 雅子 藤本 早 松本美佳子  
竹内美由紀 谷崎 誠 坂本 節子  
橋本 憲子 市川 義章 坂本 政子  
寺内 晴美 吉田 久枝 君嶋 福芳  
岡本 貞子 上田 昌弘 斎藤 義弘  
山口 静江 松島 澄子 増田 容子

海老原清修 松本 甚一 荒井 敏子  
斎藤 洋子 喜内 敏夫 井田 純海 増渕 民子  
野中 芳久 上明戸晋史 山口 京子 上明戸智子  
横松 晃 福田 雅章 川辺 晋 本間 一匡 柳田 俊  
吉光寺ヒロ子 石島 京子 手塚美知子  
寺内 晴美 上田 昌弘 中島 咲江  
矢野 正広 石山 佳奈 棚田みどり 棚田みどり  
森 恵美子 館野ひろ子 宇都宮南ロータリークラブ  
浜野 和子 新井 重陽 長靴をはいたねこ

## 助成金等

株式会社フォーリーフ ジャパン コモンズチャレンジ  
Sinjo - プロジェクト「自立援助ホーム支援助成」  
栃木県共同募金会 児童養護施設等就労支援事業

\*万が一、領収書等が届いていないときは、お手数をおかけして誠に申しわけございませんが、事務局までご連絡ください。

# 支えてください！

「青少年の自立を支える会」への会費やご寄付は、「家」や「親」を頼れない子どもたちの社会的自立を支えるために使われます。さらに私たちは、虐待のない社会、そしてすべての子どもたちが健やかに育つことのできる社会を目指します。

## 《会費・ご寄付の郵便払込先の御案内》

加入者名：青少年の自立を支える会

口座番号：00140-3-366972

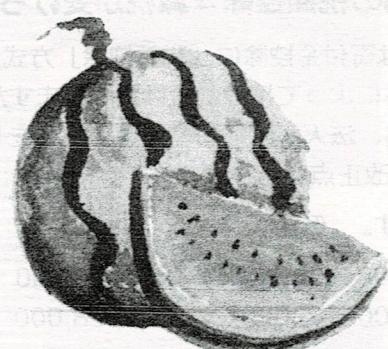
○通信欄に以下の会員種別のいずれか、または「寄付」とお書きください。

正会員(5,000円)・賛助A(一口5,000円)・賛助B(一口1,000円)・団体(一口20,000円)

○振込の手間がかからない「口座引き落とし」の方法もございます。事務局までお問い合わせください。

## 編集後記

支える会の活動も多くの会員さんやご協力下さる様々な方々のお力により今年度15周年を迎える事が出来ました。その一方事務局体制は、多門さんや吉井さんが抜けた後、新たな体制で会報作りも始まりました。今回は星ホーム長自らが編集、構成にあたり、第56号を皆様の元にお届けします。リニューアルした紙面をお楽しみ下さい。



認定NPO法人 青少年の自立を支える会発行「青少年の自立を支える会通信」(第56号)

発行責任者：福田雅章 / 編集責任者：曾根俊彦 / 事務局：栃木県宇都宮市清住1-3-48 自立援助ホーム「星の家」

Tel 028-666-6023 / Fax 028-666-6024 / E-mail : sasaeru@snow.ucatv.ne.jp / HP : http://www2.ucatv.ne.jp/~sasaeru.snow/